

## 1 改正の概要

- 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）において、裁判所による差押え等については、検察官又は裁判長若しくは裁判官の指揮等により、司法警察職員等が差押状等を執行することが規定されている（同法第108条第1項等）。
- 今般、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和5年法律第28号。以下「改正法」という。）により、裁判の執行に関する調査権限の整備が行われ、裁判所又は裁判官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、検証等が可能となる旨規定されるとともに、当該検証等をする際の検証状等について、現在の差押状等と同様に、検察官又は裁判長若しくは裁判官の指揮等によって司法警察職員等がこれを執行すること等が規定された（改正法による改正後の刑事訴訟法第511条等）。
- 犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）においては、検察官又は裁判長若しくは裁判官からの指揮を受けた差押状等について、速やかな執行（第257条）、執行せず有効期間が経過した令状の返還（第259条）等を定めているところ、同規範の改正により、改正法より新たに規定された検証状等についても、同様とする改正を行うもの。

## 2 施行期日

改正法の施行の日（公布の日（令和5年5月17日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日）

## 3 その他

今般改正を行う犯罪捜査規範の条項は、行政手続法第4条第4項第6号に基づき、意見公募手続等の規定は適用されないため、改正案についての意見募集は行っていない。